

ステップ3

情報の入手

職場や事業場全体における危険性又は有害性に関する資料をできるだけ多く収集し、定常的な作業に係る資料のみならず、非定常作業に係る資料等も情報として整理しておく必要があります。

入手すべき情報としては、具体的に次のようなものがあります。

- 1 作業標準、作業手順書（操作説明書、マニュアル）
- 2 使用する設備等の仕様書、取扱説明書、「機械等の包括的な安全基準に関する指針」に基づき提供される「使用上の情報」
- 3 使用する化学物質の化学物質等安全データシート（MSDS）又は廃棄物データシート（WDS）

など

ステップ4

危険性又は有害性の特定

(1) 随時の実施の場合

「ステップ2 実施時期」で義務づけられている単位（機械・設備、化学物質、作業環境、作業方法などの単位）で、作業標準、作業手順書等をもとに危険性又は有害性を特定します。

(2) 定期の実施の場合

全てを対象として実施することは現実的に困難なことから、リスクアセスメントの実施が必要と認められる単位（職場、作業、機械・設備など）から、作業標準、作業手順書等をもとに危険性又は有害性を特定します。

危険性又は有害性を特定するに当たっては、「ステップ5 リスクの見積り」におけるバラツキや誤差を小さくするために、労働災害に至る流れを想定しながら次のように具体的に表現します。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ① 「～に、～と」 | （危険性又は有害性） |
| ② 「～が」 | （人） |
| ③ 「～するとき、～するため」 | （危険性又は有害性と人が接触する状態） |
| ④ 「～なので、～がないので」 | （安全衛生対策の不備） |
| ⑤ 「（事故の型）＋（体の部位）を～になる、～する」 | （負傷又は疾病の状況） |

例）廃棄物を選別しているとき、作業者が革手袋をしていないので、廃棄物に混入している金属片で手を切る。